

令和 8 年度
(2026 年度)
事業計画書

社会福祉法人平戸市社会福祉協議会

目 次

1	基本方針・重点項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P1～P2
2	事業計画内容	
1.	法人運営部門・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P3～P4
2.	地域福祉活動推進部門・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P4～P6
3.	在宅福祉サービス部門・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P6～P7
4.	公益事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P7
5.	収益事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P7
6.	地域福祉センター（本所・支所）拠点事業	
	本所（平戸地域福祉センター）・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P7
	生月支所（生月地域福祉センター）・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P7～P8
	田平支所（田平地域福祉センター）・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P8
	大島支所（大島地域福祉センター）・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P8

令和 8 年度事業計画

1. 基本方針

平戸市は、人口減少や少子高齢化が全国的にみても急速に進んでいる状況にあります。高齢者の中でも後期高齢者の増加が著しく、要介護高齢者への対応が求められている一方で、少子化対策は平戸市にとって重要な課題の一つとなっています。高齢化や少子化の問題は市内でも状況に違いが見られるとともに、地域の互助や共助にも違いがあり、様々な面で地域間の格差が見られるところです。

そのような中で、地域共生社会の実現に向けて社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指す取り組みが必要となっています。本市においても、包括的な支援体制を構築するために、関係機関が連携し、個別課題によるニーズの掘り起こしとそこから地域課題として捉え地域全体で課題を共有し、解決していくことが求められているところです。

本会においては、総合相談や高齢者支援センター、基幹相談支援センター、成年後見支援センターの各種事業をとおり、あらゆる相談に対応しているところです。また、相談機能の拡充に向けて、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士の専門職を配置し、複雑多岐に亘る相談に対し対応を行います。特に身寄りのない方への支援や多重課題を抱えた世帯への支援については、福祉、医療、保健、法律等の専門職とも連携を強化し支援を行っていきます。

地域での支え合い・助け合い活動の活性化を図るため、ボランティアや福祉教育の拡充と平戸市が実施し本会が受託して行っている介護支援ボランティアポイント制度による通所型ボランティアや訪問型ボランティアの更なる活性化を図って参ります。通所

型ボランティアでは、ふれあいいきいきサロンや通所型施設と連携し活動のあっせんやボランティア向けの研修を充実していきます。訪問型ボランティアでは、生活支援コーディネーターを中心に地域で手助けが必要な高齢者とボランティアをマッチングし、助け合いの活動を推進して参ります。

子育て世帯への支援として、ひとり親家庭を対象とした「つなぐバンク」による生活必需品の支援やファミリー・サポート・センターの運営による有償ボランティアによる預り支援、また、保護者の障害等により課題を抱える世帯に対し育児ヘルパーの派遣等により支援を必要とする世帯への対応を図って参ります。

本会の事業推進には安定した事業経営が必要なことから、財源確保に向けた検討を行うとともに現行事業の見直しを行い、効率且つ効果的な経営を図かって参ります。

令和8年度も本会の「使命」「経営理念」のもと、各地域福祉センター（本所・支所）を拠点とし、地域共生社会の実現に向け、地域福祉の推進と充実を図ります。

2. 重点項目

1. 地域福祉の推進（平戸市地域福祉計画の推進、住民参加と地域協働のまちづくり）
2. 法令遵守（コンプライアンス）の徹底による適正な事業運営
3. 専門性の向上と資格取得の推進
4. 地域課題の共有と課題解決のための社会資源の開発
5. 相談機能の充実及び他相談機関等との連携強化
6. 介護保険事業・障がい者福祉サービス事業の推進と充実
7. 関係機関・団体等との連携による地域福祉事業の推進

3. 事業計画内容

1. 法人運営部門

(1) 組織運営及び機能強化

- ①役員会等の開催
 - (ア) 理事会、評議員会の開催
 - (イ) 監査会の開催
 - (ウ) 役職員研修会等の開催による役員体制の確立
- ②運営会議の開催
 - (ア) 本所・支所間の連絡体制の充実
 - (イ) 情報の共有化
- ③係長・主任会議の定期的な開催
 - (ア) 係長・主任会議による各部署間の連携の強化
 - (イ) 係長・主任研修会による人材の育成
- ④定款その他諸規程の整備
 - (ア) 運営に必要な諸規程等の見直し及び運営実態に即した改正
- ⑤社会福祉法人会計の的確な運用
 - (ア) 円滑並びに的確な経理業務の実施
- ⑥各係担当国会議の開催
 - (ア) 総務係担当国会議の開催による総務関係事務の検討
 - (イ) 地域福祉係担当国会議の開催による事業の検討
 - (ウ) 在宅福祉サービスの検討

(2) 組織管理体制の確立

- ①人事労務管理
 - (ア) 人事労務の管理
- ②財務運営管理
 - (ア) 財務運営の管理
 - (イ) 財政基盤の強化
- ③会員の加入促進
 - (ア) 会員増強検討委員会の開催
 - (イ) 一般会員・賛助会員の加入促進
 - (ウ) 団体会員・特別会員の加入促進
- ④リスクマネジメント
 - (ア) 各種対応マニュアルの作成等によるリスクマネジメント対応の整備
 - (イ) ヒヤリハットの分析によるリスクマネジメントの向上
- ⑤苦情解決体制の整備
 - (ア) 苦情解決体制の充実
 - (イ) 第三者委員会による苦情体制の充実
- ⑥社会貢献活動の実施
 - (ア) 地域に根ざした社会福祉協議会の確立に向け、地域社会貢献活動の実施
- ⑦人材（職員）の育成
 - (ア) OJT による指導・育成の充実
 - (イ) 専門性の高い職員研修の充実
 - (ウ) 資格取得の推進のため SDS（自己啓発援助制度）の推進
 - (エ) 職業実践力育成プログラム（地域の福祉リーダー育成講座）の受講による人材の育成

- ⑧各関係機関との連絡調整
 - (ア) 行政との連絡調整
 - (イ) 各関係機関、団体等との連絡並びに調整
- ⑨広報啓発の強化（情報の開示）
 - (ア) 広報紙の発行による事業内容等の情報の公開
 - (イ) ホームページ、SNS による情報の発信・開示

2. 地域福祉活動推進部門

(1) 地域福祉活動の推進

- ①ボランティア活動の振興
 - (ア) 各地域福祉センター（支所）のボランティア市民活動センターの機能強化と、ボランティアの育成強化
 - (イ) ボランティアのネットワーク化を図り、相互理解を深める
 - (ウ) 住民のボランティア活動への参加促進
 - (エ) 災害ボランティアセンター訓練の実施
 - (オ) 市民団体やボランティア協議会との連携による市民活動の充実
 - (カ) 介護支援ボランティアポイント事業の受託推進
- ②福祉教育の推進
 - (ア) 各地域福祉センター（支所）を拠点とし、当該の学校や保育園等に福祉教育の推進（学校授業への職員の派遣、保育園児等とデイサービスの交流）
 - (イ) ボランティア協力校の指定
 - (ウ) ボランティア協力校連絡会議の開催
 - (エ) わくわく夏休み体験教室の実施
 - (オ) ボランティア標語等の募集による意識の高揚を図る
 - (カ) 地域住民・各団体等を対象とした福祉講座等の開催
- ③総合相談事業
 - (ア) 総合相談体制の確立や専門家（弁護士・司法書士等）や民生委員・児童委員などとの協働による相談の拡充
 - (イ) LINE や電子メール等の活用による円滑な相談体制の構築
 - (ウ) 出張相談窓口の開設
 - (エ) 相談支援システムの活用による相談記録の整備と情報の共有
 - (オ) ケースにより、アウトリーチによる相談の対応
- ④地域福祉活動
 - (ア) 「地域交流事業」（住民座談会）の実施
 - (イ) 民生委員・児童委員、自治会長等との連携強化
 - (ウ) ふれあい・いきいきサロン連絡会の活動の充実
 - (エ) ふれあい・いきいきサロンの各地域への拡充
 - (オ) 救急法や家庭介護講習会等の実施（日本赤十字社と協働）
 - (カ) 生活支援コーディネーター配置による地域福祉活動の推進
 - (キ) 住民主体の通いの場の支援
 - (ク) 福祉避難所（避難行動要支援者避難場所）の受託経営
 - (ケ) 入居支援保証人代行事業
- ⑤調査・研究事業
 - (ア) 調査・研究事業の実施による福祉課題のニーズ把握
 - (イ) ニーズ把握の結果による新たなサービスの開発や仕組みづくり
- ⑥福祉基金を活用した地域福祉活動
 - (ア) 助成事業の活用による地域福祉活動の充実

- (イ) 寄贈事業の活用による地域福祉活動の充実
- (ウ) 福祉基金審査会の開催
- ⑦各種貸付事業の実施
 - (ア) 低所得者世帯、高齢者、障害者世帯等に対し、福祉の推進と生活の向上を図るための資金の貸付（生活福祉資金等）
 - (イ) 生活困窮者等に対する生活資金の貸付（福祉資金、緊急小口福祉資金）
 - (ウ) 福祉資金・教育支援資金等の借受関係者に対する債権管理
 - (エ) 特例貸付フォローアップ支援事業の実施
 - (オ) 食料支援による生活困窮者支援（フードバンク事業）
- ⑧日常生活自立支援事業の推進
 - (ア) 行政機関への事業の周知
 - (イ) 各社会福祉施設等への事業の周知
 - (ウ) 各福祉団体等への事業の周知
- ⑨高齢者福祉活動の推進（介護保険等のサービスを除く）
 - (ア) 高齢者生活支援ハウスの管理運営（指定管理事業）
 - (イ) 「食」の自立支援事業の受託経営（大島地区）
 - (ウ) 介護支援ボランティアポイント事業（通所型・訪問型）の受託推進
 - (エ) 高齢者自立支援（総合相談）事業の受託経営
 - (オ) 地域ケア会議（圏域会議、個別会議）の充実
 - (カ) 高齢者虐待防止法の理解と早期発見への協力
 - (キ) 生活支援コーディネーターの活動の推進
 - (ク) 地域を支えるサポーターの養成・育成
 - (ケ) 高齢者の消費者被害防止未然防止
 - (コ) フレイル予防推進事業
 - (サ) 介護予防カフェの推進
 - (シ) 身寄りがない人の支援
- ⑩障がい者福祉活動の推進（障がい者総合支援事業サービスを除く）
 - (ア) 基幹相談支援センターの受託経営
 - (イ) 「食」の自立支援事業の受託経営
 - (ウ) 障がい者虐待防止法の理解と早期発見への協力
- ⑪子育て支援活動の推進（障がい児自立支援事業サービスを除く）
 - (ア) へき地保育所の管理運営（指定管理事業）
 - (イ) 児童虐待防止活動の推進と早期発見への協力
 - (ウ) 児童の見守り活動の推進
 - (エ) 幼児救急法の開催
 - (オ) ファミリー・サポート・センター事業の推進
 - (カ) ひとり親家庭等支援事業（つなぐBANK）の実施
- ⑫各関係機関・団体と連携
 - (ア) 民生委員児童委員協議会連合会等福祉団体との連携
 - (イ) 社会福祉施設等との連携・交流（福祉施設連絡協議会との連携）
 - (ウ) NPO 団体との連携

（２）各種募金活動の推進

- (ア) 共同募金会運営委員会の開催
- (イ) 共同募金運動の推進
- (ウ) 歳末たすけあい運動の推進並びに配分
- (エ) 日本赤十字社「社資」募集の推進

（３）人材の育成

- (ア) 介護職員初任者研修課程の実施
- (イ) 高校との連携強化により人材育成の強化
- (ウ) 介護人材インターンシップ事業

(4) 連携協定校と連携事業

- (ア) 実習生の受入（社会福祉士、介護福祉士等）
- (イ) 連携協定校と協働による人材育成の強化
- (ウ) 連携協定校と協働による高校生の進路説明会並びに体験学習等の開催
- (エ) 連携協定校と協働による調査・研究事業の開催

(5) 社会福祉施設等職員研修会の開催

- (ア) 社会福祉施設等職員の資質の向上に向けた研修会の開催

(6) 福祉団体の視察受入事業

- (ア) 福祉団体の視察受入

3. 在宅福祉サービス部門（介護保険、障害者福祉サービス等）

(1) 在宅福祉サービスの経営管理

①在宅福祉サービスの安定した経営

- (ア) 経営の安定化
- (イ) 適正かつ効率的な事業運営
- (ウ) 研修の充実によるサービスの質の向上
- (エ) 管理マニュアル等の作成による管理体制の充実
- (オ) BCP（事業継続計画）の運用・訓練の実施

②介護保険事業の実施

- (ア) 訪問介護事業の実施（ホームヘルプサービス）
- (イ) 通所介護事業の実施（デイサービス）
- (ウ) 訪問入浴介護事業の実施（訪問入浴サービス）
- (エ) 居宅介護支援事業及び介護予防支援事業の実施（ケアプランの作成）
- (オ) 日常生活総合事業の受託経営

③障がい者総合支援事業の実施

- (ア) 居宅介護事業・重度訪問介護事業の実施（ホームヘルプサービス）
- (イ) 同行援護事業の実施（ガイドヘルパー）
- (ウ) 生活介護・自立支援事業の実施（デイサービス）
- (エ) 相談支援事業の強化
- (オ) 移動支援事業の受託経営
- (カ) 通学支援事業の受託経営
- (キ) 障がい者訪問入浴サービスの受託経営

④児童福祉に関する事業の実施

- (ア) 共生型放課後等デイサービスの実施
- (イ) 子育て世帯訪問支援事業（育児ヘルパー）の受託経営

⑤保険外サービスの実施

- (ア) 保険外訪問介護事業の実施
- (イ) 保険外通所介護事業の実施

⑥研修の充実（資質の向上）

- (ア) 情報伝達会議、事業所会議の開催
- (イ) 業務内容に係る研修会への参加

- (ウ) 内部研修会の実施
- ⑦介護事業の利用者分析等による効率的な事業運営の推進
- ⑧介護事業の広報の強化（プロモーション）
- ⑨業務管理体制整備規程による「内部監査」の実施

4. 公益事業の推進

(1) まごころ弁当お届けサービス事業の実施

(2) 成年後見支援センターの設置運営

- ①成年後見制度の利用促進
 - (ア) 成年後見制度の住民への周知
 - (イ) 成年後見制度の相談事業の実施
 - (ウ) 弁護士、司法書士等との連携による成年後見制度申立への支援
- ②法人後見の受任

5. 収益事業の推進

(1) 墓守代行サービス事業の実施

(2) 介護用品等販売事業の実施

6. 各地域福祉センター拠点事業

(1) 本所（平戸地域福祉センター）

平戸市内で住民主体型のサロンや老人クラブ活動などが活発に行われている中、北部・中部・南部地区などの地区によって公共交通機関や公共施設が異なり、限られた社会資源が影響し、活動が制限されている現状があります。地区によって偏りのない「誰もが安心して暮らすことができる地域社会づくり」に向けた活動を行っていきます。具体的には、各地区におけるボランティア活動や福祉事業の開催、アウトリーチによる相談窓口の開設など、どの地区の地域住民でも気軽に参加・相談しやすい場を設け、地域とのつながりをもちながら必要に応じて関係機関につなぎ、連携して支援していきます。

【重点項目】

- ・ボランティア協議会の活動推進
- ・平戸きらっとまつりの開催
- ・子育て応援支援事業の開催
- ・介護予防カフェの開催
- ・ふくしなんでも相談会の開設

(2) 生月支所（生月地域福祉センター）

少子高齢化・人口減少が急速に進む中、住民ニーズは多様化・複雑化しており、福祉分野を越えてさまざまな地域生活課題が広がっています。そういった中、地域共生社会の実現に向け、住民の方の総合的な相談窓口として排除することのない相談体制の構築を図るとともに自治会、民生委員・児童委員、まちづくり運営協議会、ボランティア団体、医療・介護・福祉関連機関などと連携・協働しながらプラットフォームとしての役

割を十分に発揮し、地域課題解決のために「住民参加」の地域福祉推進を図ります。

地域住民に対する福祉教育のための研修会開催や、情報提供による広報啓発、共同募金配分金事業や福祉基金寄贈事業などの地域福祉活動への支援を行います。

【重点項目】

- ・一人暮らし等高齢者ふれあい食事会の実施（毎月1回）
- ・介護予防ボランティア活動の推進のための支援
- ・「生月★こども講座」の開催
- ・福祉教育のための外国人労働者との交流事業（特別会員と協働）の開催
- ・海岸清掃の実施

（3）田平支所（田平地域福祉センター）

田平地区では、介護支援ボランティアや地域を見守るサポーターなど住民が主体となって助け合い支え合う地域づくり活動が盛んに行われています。高齢者や支援を必要とする人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケアの一層の推進を図り、見守り活動や地域住民同士が気軽に集える居場所づくりの推進、ボランティアや地域福祉を担う人材の確保と育成に向けた活動を行っていきます。また、行政、関係機関、地域住民が連携しながら、支援を必要とする人を早期に把握し、適切な支援につなげる体制づくりを進め、誰もが支え合い、安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

【重点項目】

- ・一人暮らし等高齢者ふれあい食事会の実施（毎月1回）
- ・介護支援ボランティアの推進及びサポーター連絡会の開催
- ・障害者サロンの支援
- ・歳末ふれあい餅つき大会の実施

（4）大島支所（大島地域福祉センター）

平戸市内でも比較的に高齢化率が高い大島地区では、互助の力が強く一人暮らしや高齢者のみ世帯の増加に伴い、互助が島全体で作用する仕組みづくりが求められています。

まちづくり運営協議会や関係団体・機関と連携を図り、ボランティア活動の推進、世代間交流やいきいきサロンの活動支援等小地域活動を進め、地域福祉の向上を図ります。

【重点項目】

- ・一人暮らし老人弁当サービス事業の実施
- ・大島村健康ふくしまつりの開催
- ・小中学生を対象とした夏休みデイサービス体験の実施
- ・地域密着型サービス運営推進会議の実施